

一般社団法人工学院大学校友会選挙管理委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という。）の次の役員の選出にかかわる選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

- (1) 校友会代議員の選出
- (2) 校友会理事及び監事の選出
- (3) 校友会会長及び副会長の選出

(選挙管理委員の任命と任期)

第2条 選挙管理委員は、正会員の中から会長が任命する。

- 2 選挙管理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 選挙管理委員は、6名とし、事務局職員2名を加えることができる。

(選挙管理委員の被選挙権)

第3条 選挙管理委員が代議員に立候補する場合は、選挙管理委員を辞任する。このとき、代替りの選挙管理委員を正会員の中から会長が任命する。選挙管理委員は、任期中の被選挙権を有しない。

(選挙管理委員長)

第4条 委員会に、選挙管理委員長を置く。

- 2 選挙管理委員長の選出は、選挙管理委員の互選による。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理業務を統括する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、選挙管理委員長が必要と判断したとき、または選挙管理委員の請求があったときに開催する。

(選挙管理委員の報酬)

第6条 選挙管理委員は無報酬とする。ただし、選挙管理委員がその職務を行うために要した費用を支給することができる。

(委員会の事務処理)

第7条 委員会の事務処理は、校友会事務局がこれを行う。

(告示等の方法)

第8条 選挙管理委員会が行う選挙に関する告示は、電磁的方法又は文書により行う。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

1. この規則は、法人法に基づき一般社団法人の登記日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 平成26年6月20日一部改訂